

平成26年度事業計画

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

I. 事業活動基本方針

平成25年4月1日付で一般社団法人として再発足し2年目となります。本年度も「法人会の基本方針」に則り、法人会としての使命を達成するため、健全な納税者団体として税務機関・関係団体との協調のもとに、納税道義の高揚・税知識の普及及び向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与することに取り組めます。

とくに、法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、以下に掲げる諸事業に取り組めます。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

税制改正に伴う改正点等を的確に理解するため、会員を含めた多くの方を対象に、税務に係わる幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。

(2) 講演会事業

政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する講演会等を実施し、「税」がより身近なものとなるよう、会員企業・一般企業・一般市民に広く参加を呼びかけテーマに即した講演会を開催する。

(3) 租税教育事業

小千谷税務署管内の一般市民や次代を担う小学校児童を対象に、税の仕組みなどを理解してもらうため、青年部を中心に租税教育や租税教室を実施し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図る。また、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」など租税教育活動を積極的に推進する。

(4) 税の広報事業

一般市民に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動を実施する。法人会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載し、多くの市民へ税務情報を周知する。また、イベント会場等で税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布し市民が税に関心を持つような事業を展開する。

(5) 税の調査研究及び提言事業

「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に対する意見集約を行って提言を行う。

法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめ、国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施する。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会への政治経済情勢の情報や健康・福祉的な講演会などに、広範囲な分野の専門家を講師に迎えし、地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催することにより、地域社会の活性化や経済の改善等に役立つ事業を実施する。

また、インターネットセミナー（オンデマンド）を引き続き配信し、会員企業での各種研修会等で活用していただく。

(2) 地域の福祉問題や環境などの改善に資する事業

一般市民の家庭での不要になったタオルを回収し、社会福祉協議会や法人福祉施設等での利用を図ることで、地域社会に貢献する事業を行う。また、各地域において「花いっぱい運動」など環境美化活動も取組み環境問題の改善に役立つ事業を行う。

3. 会組織の充実、全国各地の法人会との連携強化、 会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業

会員の支援や会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員・賛助会員に限定した研修会・講習会などの事業を行う。

(1) 福利厚生事業

福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、取扱い3社との連携を一層強化しつつ重点推進制度を中心とした活動を展開し、会員の企業価値を高めることにもなる福利厚生事業の拡充に努める。

(2) 会員支援事業

会員企業間の異なる分野の交流を図り、積極的な情報交換を通してお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の繁栄に繋がる事業を行う。

(3) 会員増強運動

公益性の観点から、全法人の過半数の加入を目指し、会員数の確保に向けて会員拡大のための施策を行う。また、極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少傾向が続いており、組織の強化・充実を図るため、全会員が一丸となって積極的に会員増強に取り組む。

(4) 地区会等事業

一般社団法人会計基準に従った本会との会計一元化に伴い、公益事業を主とした事業活動を積極的に行う。

(5) 青年・女性部会の充実

「青年部会・女性部会のあり方（指針）」に沿って「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」を推進する。

4. 管理関係

一般社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり、諸会議の開催を行い所要の体制整備を行うとともに、本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る。

5. その他、本会において実施することが必要と認める事業を行う。